

公益財団法人高橋記念美術文化振興財団評議員及び役員の報酬等並びに費用に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、公益財団法人高橋記念美術文化振興財団（以下「財団」という。）定款第14条及び第28条の規定に基づき、評議員及び役員（以下「評議員等」という。）の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 評議員とは、定款第11条に規定する者をいう。
- (2) 役員とは、定款第22条に規定する理事及び監事をいう。
- (3) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬及び賞与をいう。
- (4) 費用とは、評議員等の職務の遂行に伴い発生する旅費をいう。

(報酬等の支給)

第3条 評議員等の職務執行の対価として報酬を支給する。

2 評議員の報酬は、日額とし、評議員会出席の都度、定額を支給する。

3 役員の報酬は、日額とし、評議員会、理事会及び監事会出席の都度、定額を支給する。

(報酬等の額)

第4条 評議員等の報酬は、別表第1に定める額とする。

2 前項の規定にかかわらず、各評議員等の報酬等の各年度の総額は、評議員及び役員にあつては100,000円を超えない範囲の額とする。

第5条 前2条にかかわらず、評議員等が豊田市職員である場合は、報酬等を支給しない。

(費用)

第6条 評議員等がその職務の遂行にあたって負担した旅費については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また、前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

(準用)

第7条 評議員等の旅費の支給に関する詳細は、別に定める公益財団法人高橋記念美術文化振興財団旅費規則（平成24年3月23日議決）を準用する。

(公表)

第8条 この規則は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、理事長が別に定める。

別表第1（第4条関係）

区 分	報 酬 の 額
評議員	日額 8,000円
理 事	日額 8,000円
監 事	日額 8,000円

附 則（平成23年10月4日議決）

- 1 この規則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律50号）第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日（平成24年4月1日）から施行する。